

【区の木】長十郎梨
(ちようじゅうろうなし)

【区の花】ひまわり

かわさき市政だより
川崎区版

2016(平成28)年
12月1日発行

12月号

【区の花】ピオラ

歴史文化と
花のまち
かわさきく

川崎区
シンボルマーク

総合案内
☎201-3113

◎発行：川崎区役所
〒210-8570
川崎区東田町8

川崎区統計データ
(平成28年11月1日現在)

人口 **226,777**人
世帯数 **113,083**世帯

◎編集：川崎区役所企画課 (☎201-3296 FAX)201-3209)

消防出初式を見に行こう!

消防車のパレードや消防隊の一斉放水などを行います。荒天時は式典のみとなります。

1 臨港地区	2 川崎地区
日時 1月6日 10時～11時半	日時 1月14日 10時～11時50分
場所 東扇島東公園多目的広場(第二) 東扇島58-1 (荒天時 川崎マリエン体育室)	場所 川崎競輪場 富士見2-1-6 (荒天時 川崎競輪場西スタンド)
☎臨港消防署予防課 299-0119、FAX299-0175	☎川崎消防署予防課 223-0119、FAX223-2819

ルール・マナーを守って 自転車の安全運転を心掛けよう!

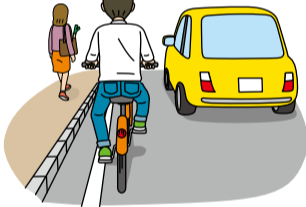
平坦な地形のため、多くの区民が自転車を利用している川崎区では、自転車事故の件数が市内で最も多くなっています。年末年始は事故の起こりやすい時期となるため、自転車事故に遭わない、起こさないようにルールやマナーを再確認しましょう。

☎区役所危機管理担当 201-3134、FAX201-3209

自転車安全利用五則

1 自転車は車道が原則、歩道は例外(※)

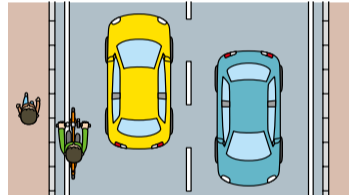
自転車は道路交通法上では「軽車両」に位置付けられています。歩道と車道の区別のある道路は車道走ることが原則です。(罰則:3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金)



※歩道を通行してよい場合
標識などで自転車の通行を許可している場合
13歳未満の子ども、70歳以上の人、身体の不自由な人が運転する場合
道路工事や連続した駐車車両などで左側通行が困難な場合

2 車道は左側を通行

自転車が車道を通行するときは、左端に寄って通行します。(罰則:3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金)



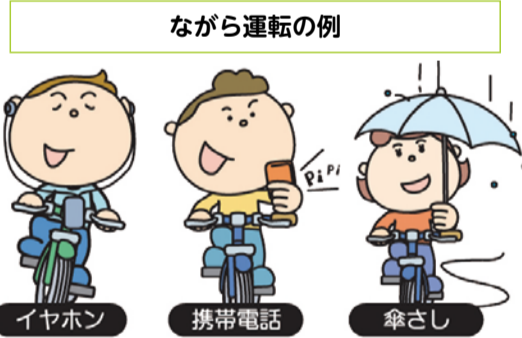
3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

自転車が歩道を通行する場合は、すぐに停止できる速度で車道寄りを通行します。歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。(罰則:2万円以下の罰金または料料)

4 安全ルールを守る

次のものは道路交通法違反の一例です。違反した場合は罰せられることがあります。

- ながら運転 (5万円以下の罰金)
- 飲酒運転 (5年以下の懲役または100万円以下の罰金)
- 2人乗り運転、並進して運転 (2万円以下の罰金または料料)
- 無灯火運転 (5万円以下の罰金)



5 子どもはヘルメットを着用

保護者が6歳未満の子どもを自転車に同乗させる場合、また13歳未満の子どもが自分で自転車を運転する場合、道路交通法によりヘルメットを着用させるように努めなければなりません。



覚えて欲しい交通標識

止まれ
一時停止
必ず一時停止して周囲の安全を確認します

歩行者専用
歩行者だけが通行できる専用道路です。自転車は通行できません

車両通行止め
自転車を含む全ての車両が通行できません

自転車及び歩行者専用
歩行者と自転車だけが通行できる専用道路です

進入禁止
一方通行の出口側のため、自転車と同じく自転車も進入できません

一方通行
自転車を含む車両は、矢印が示す方向にしか進行できません

みんな覚えよう!

仮面ライダーオーカーターマン

自転車運転者講習制度

平成27年6月1日に道路交通法の一部が改正され、危険な違反行為をして3年以内に2回以上取り締まりを受けた14歳以上の自転車運転者は、自転車運転者講習を受けることになりました。

- ①講習の受講(受講しなかった場合、5万円以下の罰金)
会場:自動車運転免許試験場 時間:3時間
手数料:5,700円(神奈川県で受講の場合)

②講習の対象となる危険行為14項目

- ・信号無視
- ・通行区分違反
- ・環状交差点安全進行義務違反等
- ・歩道通行時の通行方法違反
- ・通行禁止違反
- ・遮断踏切立入り
- ・指定場所一時不停止等
- ・制動装置(ブレーキ)不良自転車運転
- ・歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
- ・交差点安全進行義務違反等
- ・路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- ・酒酔い運転
- ・安全運転義務違反

